

京都市告示第396号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年11月14日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	上賀茂緯7号 線	北区上賀茂北ノ原町7番地地先 同区上賀茂毛穴井町2番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)